

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 29 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

函館市長 大 泉 潤

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第
22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 230」を「100
分の 235」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 235」を「100
分の 232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令
和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（
以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から
適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定によ
る改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給
された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみな
す。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため